

所得税の確定申告

佐渡税務署 ☎74-3276



所得税の確定申告

所得税の確定申告は

自分で書いてお早めに

確定申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

確定申告は正しく

確定申告をしなければならぬのに期限内までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、本来納めるべき税額のほか、延滞税も納めなければならぬ場合があります。

さらに、納付すべき税額の20%、15%または10%（不正な行為があったような場合には40%または35%）の割合の加算税が課される場合があります。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

確定申告をしなければならぬ場合

① 事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、平成20年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額・住宅借入金等特別控除額等の合計額を超えるとき

② 給与所得者で、給与の収入金額が2000万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき など

申告書を記載するときは

申告書をご自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例・手順に基づいて記載していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、ご自分で記載してお早めに郵送などで提出してください。

申告書の作成は便利な

ホームページで

国税庁のホームページではパソコンで所得税や消費税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供

しています。

作成した申告書は添付書類とともにそのまま郵送などで税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。また、同コーナーを利用するとe-Taxの申告データが作成でき、作成したデータを簡単な操作により電子申告することができます。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

納税は期限内に

便利な振替納税のご利用を

平成20年分の確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月16日(月)です。期限内に納付してください。なお、納付書が必要な方は、税務署、市役所（本庁および各支所）または金融機関窓口でお求めください。

また、所得税の納税方法として金融機関の預貯金口座から自動的に振替する「振替納税制度」があります。振替納税の手続きを希望する方は、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、税務署、市役所（本庁および各支所）の住民税担当係、または金融機関窓口にご相談ください。

平成20年分所得税の口座振替日は4月22日(水)です。振替納税で納付する方は、事前に指定された預貯金口座の残高を確認してください。